別表国税庁の部国税局の項中「総括税務相談官」を「総括税務相談官　業務センター室長」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「審理官」を「審理官　企画調整官」に、「総括税務相談官」を「総括税務相談官　業務センター室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「石綿対策室長」を「石綿対策室長　労働基準ＤＸ企画官」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「情報調査室長」を「情報保全室長　情報調査室長」に改め、「知的財産政策室長」の下に「情報保全室長」を加える。

別表環境省の部内部部局の項中「保健業務室長」を「洋上風力環境調査室長　保健業務室長」に改め、「リサイクル推進室長」を削り、「放射性物質汚染廃棄物対策室長」を「放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室長　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「保障措置室長」を削る。

別表備考第一項中「令和七年五月三十一日」を「令和七年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1139　（略） 1140　膵臓用獲得（ぎょうとく）孔形成ドレナージステント 1141～1217　（略） **別表第２** １～1998　（略） 1999　家庭用脈波情報解析プログラム 2000～2045　（略）	**別表第１** １～1139　（略） 1140　膵臓用獲得（ぎょうとく）孔形成補綴（てつ）材 1141～1217　（略） **別表第２** １～1998　（略） 1999　家庭用心拍数モニタプログラム 2000～2045　（略）

○厚生労働省告示第二百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ 一～四十七　（略） 四十八　家庭用脈波情報解析プログラム 四十九～五十一　（略）	**別表第１** 一～四十七　（略） 四十八　家庭用心拍数モニタプログラム 四十九～五十一　（略）

○農林水産省告示第千五百二十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年十月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百二十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次の一に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせ、次の二に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。）を行わせる。

令和七年十月十四日

法務大臣　鈴木　馨祐

一　東京法務局所属

同　信田　昌男
同　新倉　英樹
同　髙木　和哉
同　山下　輝年
同　徳田　薫
同　豊澤　佳弘
同　尾立　美子
同　吉田　正喜
同　武田　典文
同　中山　顕裕
同　芦澤　政治
同　大圖　明
同　髙橋　孝一
同　齊木　教朗
同　加藤　朋寛
同　渡邉　弘
同　佐藤美由紀
同　本間　健裕
同　石橋　俊一
同　今井　攻
同　白石　葉子
同　古谷　伸彦
同　今岡　健
同　矢尾　渉
同　河村　俊哉
同　鈴木　義仁
同　佐藤　重憲
同　千葉　和則
同　岩坪　朗彦
同　松本　利幸
同　竹中理比古
同　矢数　昌雄
同　鈴木　啓文
同　畑野　隆二
同　関　隆男
同　高橋　徹
同　小澤　正義
同　阪井　博
同　宮地　裕美

二　横浜地方法務局所属

附　則

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

○外務省告示第四百号

平成三十年五月二十五日にポートモレスビーで、円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の平成二十一年十二月十一日付けの交換公文に従ってパプアニューギニア独立国政府に供与されることになったポートモレスビー下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がパプアニューギニア独立国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和二年三月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、パプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年十月十四日

外務大臣　岩屋　毅